

別記様式第1号(第6条関係)

積丹町移住定住促進住宅入居申請書

平成 年 月 日

積丹町長 様

住所
 申込者 氏名 印
 電話番号

私は、積丹町移住定住促進住宅規則第4条に規定する資格を有し、積丹町移住定住促進住宅に入居したいので、同規則第6条の規定により申請します。

1. 申込住宅 (該当に)	定住促進住宅A ・ 定住促進住宅B ・ 移住体験住宅C			
2. 使用申込期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
3. 同居する者	氏名	続柄	年齢	職業など
4. 参考事項	・寝具は持込む ・業者からの寝具借入を依頼 ・清掃は自己で実施 ・業者による清掃実施を依頼			

「4. 参考事項」については、移住体験住宅Cの申込者のみ記入のこと。(どちらかに)

以下は、「定住促進住宅A・B」の申込者のみ記入してください。

5. 申込者の職歴、経歴	年 月	職歴・経歴
	平成・昭和 年 月	
	平成・昭和 年 月	
	平成・昭和 年 月	
6. 積丹町での居住目的、就業の予定等		
7. 添付書類	(1) 申込者及び同居する者全員の住民票の写し (2) 申込者及び同居する者の収入を証する書類(申込日の属する年度以前2年分) (3) 申込者が本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証などの写し) (4) 連帯保証書2名分(入居の決定後提出、連帯保証人の印鑑証明添付)	

別記様式第2号(第6条関係)

同 意 書

平成 年 月 日

積丹町長 様

申請人 印

積丹町長が、積丹町移住定住促進住宅規則第13条の規定により暴力団員でないことを確認するため、余市警察署長から意見を聴くことについて同意します。

番号	氏 名	現 住 所	生 年 月 日
1	印		昭和・平成 年 月 日
2	印		昭和・平成 年 月 日
3	印		昭和・平成 年 月 日
4	印		昭和・平成 年 月 日
5	印		昭和・平成 年 月 日

注1 氏名欄に自署した場合は、押印を省略できます。

2 中学生以下は除く。

積丹町移住定住促進住宅定期賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主積丹町(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、第2条に掲げる普通財産(定住促進住宅)(以下「住宅」という。)の賃貸について、以下の条項により借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

2 甲は、本契約の締結に際し、法第38条第2項の規定により、積丹町移住定住促進住宅定期賃貸借契約の説明書を交付し、説明する。

(住宅)

第2条 甲は、甲が所有する次に掲げる住宅を乙に貸付けるものとする。

名称 積丹町定住促進住宅 A(B)棟

住所 積丹町大字婦美町582番3

建設年 昭和48年(平成23年改修)

構造 木造2階建

面積 110.56㎡

(契約期間)

第3条 契約期間は、次に掲げるとおりとする。

始期 平成 年 月 日から 終期 平成 年 月 日まで

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

(料金)

第4条 住宅の使用に係る料金は、下記のとおりとする。

区分	期間	料金	備考
住宅貸付料	1月	15,000円	

2 乙は前項の料金を毎月10日までに納付しなければならない。

(維持管理)

第5条 乙は、借受けた住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、原状に回復するか、又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担とするものとする。

(乙の遵守事項)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施錠、火気取扱、水道凍結、備付備品、什器類その他通常管理すべき事項や物品について、善良な管理の下、必要な注意を払い正常な状態において維持すること。

(2) 除草や除雪等住宅周辺環境の整備を怠らないこと。

(3) ごみは、決められたルールにしたがい排出すること。

(4) その他、住宅の使用に関し町長が必要と認めた事項に留意すること。

(制限される行為)

第7条 乙は、住宅及び当該敷地内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。

(2) 町長の許可を得ずに住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは住宅の敷地内に工作物を設置すること。

(3) 住宅内で犬、猫等の動物を飼育すること。

(4) 物品の販売、興行及び展示会その他これに類する行為をすること。

- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) その他、前各号に準ずると認められる行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(事故免責)

第11条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもつて管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

貸主(甲) 住所 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5
氏名 積丹町長 印

借主(乙) 住所
氏名 印

積丹町移住定住促進住宅定期賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主積丹町(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、第2条に掲げる普通財産(移住促進住宅)(以下「住宅」という。)の賃貸について、以下の条項により借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

2 甲は、契約締結に際し、法第38条第2項の規定により積丹町移住定住促進住宅定期賃貸借契約の説明書を交付し、説明する。

(住宅)

第2条 甲は、甲が所有する次に掲げる住宅を乙に貸付けるものとする。

名称 積丹町移住促進住宅 C棟
住所 積丹町大字婦美町582番3
建設年 昭和48年(平成23年改修)
構造 木造平家建
面積 111.78㎡

(契約期間)

第3条 契約期間は、次に掲げるとおりとする。

始期 平成 年 月 日から 終期 平成 年 月 日まで(日間)

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

(料金)

第4条 住宅の使用に係る料金は、下記のとおりとする。

区分	期間	料金	備考
住宅貸付料	最初の7日間	円	
	その他の期間	円	@ × 日間
	合計	円	

2 乙は前項の料金を前納しなければならない。

(維持管理)

第5条 乙は、借受けた住宅を善良な良識をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により、住宅を滅失又はき損させた場合は、甲乙協議の上、その損害の範囲又は金額を決定し、原状に回復するか、又はこれに要する一切の費用を弁償しなければならない。

3 乙の借用により生じた軽微な修繕については、乙がそのすべてを負担とするものとする。

(乙の遵守事項)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施錠、火気取扱、水道凍結、備付備品、什器類その他通常管理すべき事項や物品について、善良な管理の下、必要な注意を払い正常な状態において維持すること。
- (2) 除草や除雪等住宅周辺環境の整備を怠らないこと。
- (3) ごみは、決められたルールにしたがい排出すること。
- (4) その他、住宅の使用に関し町長が必要と認めた事項に留意すること。

(制限される行為)

第7条 乙は、住宅及び当該敷地内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。
- (2) 町長の許可を得ずに住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは住宅の敷地内に工作物を設置すること。

- (3) 住宅内で犬、猫等の動物を飼育すること。
- (4) 物品の販売、興行及び展示会その他これに類する行為をすること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) その他、前各号に準ずると認められる行為をすること。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合及び本契約を継続することが困難であると認められるに至った場合は、本契約を解除することができる。

(明渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日まで及び前条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に連絡しなければならない。

3 甲及び乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

第10条 甲は、住宅の防火、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、住宅内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(事故免責)

第11条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、甲はその責任を負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもつて管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

貸主(甲) 住所 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5
氏名 積丹町長 印

借主(乙) 住所
氏名 印

積丹町移住定住促進住宅定期賃貸借契約の説明書

(賃貸人)住所 積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
氏名 積丹町長

下記の建物賃貸借は、借地借家法（以下「法」という）第 38 条第 1 項の規定に基づく定期建物賃貸借（いわゆる定期借家契約）であることを、法第 38 条第 2 項の規定に基づき本書面を交付して説明します。

この建物賃貸借では、契約の更新はありません。このため、契約期間満了によってこの賃貸借は終了いたします。従って、期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結する場合を除き、期間満了の日までに下記の建物を明け渡さなければなりません。

記

建物所在地	積丹郡積丹町大字婦美町 5 8 2 番 3
建物名称	
契約期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
通知期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

契約期間が 1 年未満の場合は、契約終了の通知をしません。

以上

この契約による建物賃貸借は、定期建物賃貸借（いわゆる定期借家契約）であって、契約の更新はなく、契約期間の満了によって本建物賃貸借は終了する旨を記載した書面の交付を受けるとともに、説明を受けました。つきましてはこの旨を承諾します。

平成 年 月 日

(賃借人) 氏名.....印

連帯保証人引受承諾書

平成 年 月 日

貸主 積丹町長 様

連帯保証人

住 所

氏 名

電話番号

生年月日 大正・昭和 年 月 日

実印捺印欄

私は、下記賃貸借契約に基づき、借主が負担する一切の債務につき、連帯保証人としてその責めを負うことを確約いたします。

又、借主が、契約違反により物件の明け渡し請求を受けたとき、物件内に残留荷物がある場合には、借主に代わってその荷物の一切を引き取ると同時に、債務の支払を保証することを確約いたします。

なお、賃貸借が再契約された場合も、継続して連帯保証人となることを確約いたします。

借主氏名 印

物件住所 北海道積丹郡積丹町大字婦美町5-8-2番3

物件名称 積丹町定住促進住宅

賃 料 月額15,000円

契約期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

そ の 他

〔 連帯保証人は、自署して実印を捺印してください。
発行後3月以内の印鑑証明書を添付してください。 〕